

三朝町告示第44号

平成25年第3回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年5月1日

三朝町長 吉田秀光

1 期 日 平成25年5月10日 午後3時

2 場 所 三朝町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）
- (2) 専決処分の承認について（三朝町税条例の一部改正）
- (3) 専決処分の承認について（平成24年度三朝町一般会計補正予算（第10号））
- (4) 専決処分の承認について（平成24年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号））
- (5) 平成25年度三朝町一般会計補正予算（第1号）
- (6) 三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定について
- (7) 大瀬地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

---

○開会日に応招した議員

清 水 成 眞	藤 井 克 孝
吉 田 文 夫	福 田 茂 樹
遠 藤 勝太郎	平 井 満 博
松 村 修	横 木 文 雄
知久馬 二三子	山 田 道 治
杉 原 憲 靖	牧 田 武 文

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

## 第3回三朝町議会臨時会会議録

平成25年5月10日（金曜日）

---

### 議事日程

平成25年5月10日 午後3時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・例月出納検査の結果報告
- 日程第4 議案第42号 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第5 議案第43号 専決処分の承認について（三朝町税条例の一部改正）
- 日程第6 議案第44号 専決処分の承認について（平成24年度三朝町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第7 議案第45号 専決処分の承認について（平成24年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第8 議案第46号 平成25年度三朝町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第47号 三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第48号 大瀬地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・例月出納検査の結果報告
- 日程第4 議案第42号 専決処分の承認について（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第5 議案第43号 専決処分の承認について（三朝町税条例の一部改正）
- 日程第6 議案第44号 専決処分の承認について（平成24年度三朝町一般会計補正予算（第10号））

日程第7 議案第45号 専決処分の承認について(平成24年度三朝町下水道事業特別会計補正予算(第2号))

日程第8 議案第46号 平成25年度三朝町一般会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第47号 三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定について

日程第10 議案第48号 大瀬地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

---

出席議員(12名)

1番	清水 成 眞	2番	藤 井 克 孝
3番	吉 田 文 夫	4番	福 田 茂 樹
5番	遠 藤 勝太郎	6番	平 井 満 博
7番	松 村 修	8番	横 木 文 雄
9番	知久馬 二三子	10番	山 田 道 治
11番	杉 原 憲 靖	12番	牧 田 武 文

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長…………… 石 井 秀 己      副主幹…………… 小 椋 智 子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長……………	吉 田 秀 光	副町長……………	森 脇 光 洋
教育長……………	朝 倉 聡	総務課長	山 根 猛 昭
財務課長……………	大 村 哲 也	税務課長	石 原 伸 二
健康福祉課長……………	前 田 敦 子	農林課長	岩 山 靖 尚
建設水道課長……………	早 苗 睦 巳	企画観光課長	椎 名 克 秀
教育総務課長……………	遠 藤 英 臣		

---

### 午後3時40分開会

○議長(牧田 武文君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。

以上報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(牧田 武文君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、10番、山田道治議員、11番、杉原憲靖議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長(牧田 武文君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧田 武文君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(牧田 武文君) 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成25年3月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

---

#### 日程第4 議案第42号 から 日程第10 議案第48号

○議長(牧田 武文君) お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して、日程第4から日程第10の7件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） ご異議なしと認めます。よって、日程を変更して、日程第4から日程第10、すなわち議案第42号から議案第48号までの7件の議案を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期臨時会に提案いたしました各議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第42号から議案第45号までの4件の議案につきましては、いずれも、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、これを報告して承認を求めたいとするものでございます。

まず、議案第42号、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分につきましては、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、特定世帯に係る世帯割額の軽減措置が延長されたこと、また、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、三朝町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行ったものでございます。

議案第43号、三朝町税条例の一部を改正する専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、三朝町税条例につきましても、所要の改正を行ったものでございます。

次に、議案第44号、平成24年度三朝町一般会計補正予算（第10号）についての専決処分についてでございますが、歳入につきましては、譲与税、及び、交付金、並びに特別交付税が確定しましたので、それぞれ額を歳入として計上し、今期補正予算で生じた一般財源について、財政調整基金の積み立てを行うこととしたものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、道路橋梁費に係る2つの事業について、事業の進捗状況から繰越事業費の変更を行ったものでございます。

これらによりまして、既定の予算の総額に、歳入歳出にそれぞれ、6,725万4,000円を増額し、補正後の予算の総額を、53億6,759万8,000円とするものでございます。

議案第45号、平成24年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての専決処分につきましては、流域下水道事業の負担金が確定しましたので、事業の進捗状況に伴い繰越事業費の変更を行ったものでございます。

議案第46号、平成25年度三朝町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。今回の補正予算では、かねてより交流を続けてまいりました、台湾台中市石岡区と、中学生

を相互に派遣、交流する事業について、石岡区と調整を進めておりましたが、このたび、本年7月に三朝町から中学生を派遣し、8月に石岡区から中学生を受け入れることとなりましたので、その財源としております過疎対策事業債と併せて所要の額を措置したものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、三朝町多目的展示施設の指定管理委託料について、限度額を新たに定めるものでございます。

以上によりまして、今期補正予算では、歳入歳出それぞれ190万円を追加し、補正後の予算の総額を、43億1,190万円とするものでございます。

議案第47号、三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定につきましては、先ごろ、この施設の指定管理者の公募を行った結果、みささ弦楽プロジェクトの提案が、弦楽器をテーマにした展示や創作体験など、新しい三朝温泉の魅力となる可能性があることなどから、この団体を指定管理者に指定することについて、地方自治法244条の2第6項の規定により議決をお願いするものでございます。

議案第48号、大瀬地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更につきましては、地籍調査事業の調査成果による字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、議決をお願いするものでございます。

以上、提案いたしました7件の議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

よろしくご審議のうえ、承認並びに可決賜りますようお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第42号、専決処分の承認（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）について、前田健康福祉課長。

○健康福祉課長（前田 敦子君） 議案第42号の専決処分の承認についてご説明申し上げます。議案書1ページでございます。

この議案は、専決第5号として実施した三朝町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、承認をいただきたいとするものでございます。この条例改正は、国民健康保険法施行令の一部が改正され、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布されたことに伴いまして、三朝町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正をしたものでございます。

改正内容としては、特定世帯の世帯別平等割について最初の5年間2分の1軽減する現行措置に加え、その後3年間特定継続世帯として4分の1軽減する改正を行ったものでございます。

また、地方税法の一部が改正されたことによりまして、これを引用する附則につきましても一部改正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第43号、専決処分の承認（三朝町税条例の一部改正）について、石原税務課長。

○税務課長（石原 伸二君） 議案第43号の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

この議案は、専決第6号として、実施した三朝町税条例の一部改正の専決処分について、承認をいただきたいとするものでございます。

改正内容でございますが、1点目として、個人町民税の住宅借入金等特別控除におきまして、特別控除期間等の期間が延長されるものでございます。

2点目として、個人町民税の寄付金税額控除の特例におきまして、復興所得税の関係から、所要の率で調整されるものでございます。

3点目として、延滞金等の利率におきまして、市中金利が低下していることから利率の引下げを行うものでございます。

そのほか特例期間延長など所要の一部改正を行うものでございます。

以上が三朝町税条例一部改正の専決処分の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第44号、専決処分の承認（平成24年度三朝町一般会計補正予算（第10号））について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第44号、専決第7号、平成24年度三朝町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてご説明申し上げます。 議案書の29ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出にそれぞれ、6,725万4,000円を加え、歳入歳出をそれぞれ、53億6,759万8,000円とするものでございます。

はぐっていただきまして31ページの歳入の方では、譲与税、交付金それぞれの額が確定いたしましたので、併せまして75万9,000円を増額しております。地方交付税では、特別交付税を、補正前で、1億5,000万円と予算化しておりましたが、額が確定いたしまして、増額補正したところであります。県支出金につきましては、鳥取県市町村交付金の額の確定に基づきまして、42万8,000円の減額を行ったものでございます。

歳出では32ページをご覧くださいと思います。今期補正予算により増額になりました一般財源を、財政調整基金への積み立てを行いたいとし、増額させていただきたいとするものでございます。

続いての33ページに、繰越明許費の補正を掲げております。既にご承認をいただいております事業のうち、年度内事業の進捗に伴い翌年度への繰越金額が変更になりましたので、道路橋梁費の県営道路事業負担金、新三朝橋歩道橋新設工事について、額の変更を行いたいとすることをございます。

以上が平成24年度三朝町一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第45号、専決処分の承認（平成24年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号））について、早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 議案第45号、専決第8号、平成24年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてご説明を申し上げます。

議案書をご覧いただきたいと思います。今期補正では、繰越明許費の補正を行いたいとすることので、既にご承認をいただいております流域下水道の負担金を財源といたします事業が、年度内事業費の進捗に応じまして翌年度への繰越金額が変更になりましたので、額の変更を行うものございます。

以上が専決処分の承認につきまして、平成24年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の細部説明でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第46号、平成25年度三朝町一般会計補正予算（第10号）について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第46号、平成25年度三朝町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書の51ページをご覧いただきたいと思います。

今期補正予算では歳入歳出にそれぞれ190万円を追加し、歳入歳出それぞれ、43億1,190万円としたいものございます。債務負担行為の補正では、55ページに記載しておりますが、三朝町多目的展示施設指定管理委託料について、平成26年度から平成29年度までの限度額について定めることとしたものございます。地方債の補正では、予算の補正の財源として過疎対策事業債を用いることとしておりますので、所要の額の増額を行いたいとすることございます。

歳出の内容につきましては、59ページをご覧いただきたいと思います。提案説明にもありましたように、「台湾台中市石岡区」との間における、中学生の相互交流事業に係るものございます。本年7月の夏休みを利用して、本町から12名の中学生と引率等併せまして16名を派遣する費用、並びに、8月には石岡区から台中市サマースクールとして、中学生12名を含む

一行が本町を訪問することになりましたので、この受入れに要する費用について、所要の額を計上したものでございます。

なお、財源としましては、過疎対策事業債のソフト事業分及び予備費の調整をもって措置することとしております。

以上、平成25年度三朝町一般会計補正予算（第1号）の細部説明とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（牧田 武文君） 次に議案第47号、三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定について、椎名企画観光課長。

○企画観光課長（椎名 克秀君） 議案第47号、三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書61ページをご覧くださいと思います。

提案説明でもございました通り、弦楽器をテーマにし、文化の活動拠点或いは文化の発信拠点として施設の活用を企画され、今後の温泉街の活性化や温泉地への誘客の一躍を担うことが期待されますみささ弦楽プロジェクトを、本施設の指定管理者として指定したく、その指定について議会の議決をお願いするものでございます。

指定期間といたしましては、平成25年7月1日から平成30年3月31日までの4年9か月間でございます。よろしく願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第48号、大瀬地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について、岩山農林課長。

○農林課長（岩山 靖尚君） 議案第48号、大瀬地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について、ご説明いたします。63ページをお願いいたします。議案説明資料でお願いいたしたいと思います。

地籍調査によりまして、現地の確認を行い、字の範囲を現況の道路・水路等を境にし、土地の形状を考慮した字としたため、字の区域の変更をするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牧田 武文君） これより質疑に入ります。質疑は議事の進行上、一件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第42号、専決処分の承認（三朝町国民健康保険税条例の一部改正）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。

議案第43号、専決処分の承認（三朝町税条例の一部改正）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

議案第44号、専決処分の承認（平成24年度一般会計補正予算（第10号））について、質疑ありませんか。

5番。

○議員（5番 遠藤 勝太郎君） 33ページ、繰越明許費補正。この件についてですね、年度またぐ予算で繰越される訳ですけれども、3月の本会議で上程されておりましたか。（聴取不能）

○議長（牧田 武文君） 早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 上程しております。

○議長（牧田 武文君） 5番。

○議員（5番 遠藤 勝太郎君） 要するに、その時質問したかどうか分らないですけれども、この工事、こども園が開設するまでに何で工事されなんだかっていう質問をさせてもらった記憶があるわけですけれども、聞くところによると、まだだいぶかかると。河川工事が冬場の水が少ないときに工事着手するのが望ましいだかって答弁をもらった記憶があるだけだね。

最終的にこの工事はいつまでなのか。それでいま三朝橋の通行止めはいつまでされるのか、答弁をお願いします。

○議長（牧田 武文君） 早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 現在工事を発注しておりますのが、下部工事の2期。下部工事につきましては、今年の7月31日までの工期としております。それともうひとつ発注しており

ますのが、上部工の工事ということで、来年の2月28日を工期としておりますのでよろしくお願ひします。

そして通行止めですけれども、当時ご説明した時には、通常の工程表をもとにご説明させていただきましたが、漁協それから県の占用とかという関係のなかで、どうしても工程がずれこんでまいりましたので、当初5月末と言っておりましたけれども、たいへん申し訳ありませんけれども、遅くても6月末ということで計画をさせていただいております。よろしくお願ひします。

○議長（牧田 武文君） はい5番、もう一回。

○議員（5番 遠藤 勝太郎君） 要するに新しい歩道橋の上部工はまだこれからでしょう。これが済むまでは、通行止めが解除できんちゅうこと。橋脚ちゅうか、橋の方はもうだいたい工事が済んどるでないかと思うだけど、もうそろそろ橋の方も、歩道橋でない方の橋も改修が済んどるように見えるだけど。そんなさーし通行止めをする意味があるですか。

○議長（牧田 武文君） 早苗課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 通行止めにつきましては、下部工の橋台を掘削するがために今の車道の半分以上の影響が掛かるということで通行止めさせていただいております。それで、下部工の工事が、先ほども言いましたけれども、漁協等の調整によりましてずれ込んどる関係で、最悪通行止めするのが6月末ということでございます。

上部工につきましては、今けた製作の発注をしておりますので、実質上部工のけた架けになるのが秋以降になります。その時にまた、2週間とか3週間とか通行止めをさせていただくということで、6月から次の通行止めかかるまでは、全面開放ということで工程を進めております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（牧田 武文君） よろしいですか。他に無いようでしたら、質疑を終結し、本案を討論、採決いたします。討論（聴取不能）

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

議案第45号、専決処分の承認（平成24年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号））について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

議案第46号、平成25年度一般会計補正予算（第1号）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第47号、三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第48号、大瀬地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（牧田 武文君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成25年第3回三朝町議会臨時会を閉会いたします。

午後4時06分閉会

---